

# 確定申告 町県民税の申告

**期間** 2月16日から3月16日まで

役場受付  
本庁舎→税務課 窓口  
分庁舎→エスカレーター奥  
会議室

## 所得税の申告

町県民税の申告は、1年間（平成20年1月1日～平成20年12月31日まで）の収入状況等について申告していただくもの

です。

この申告は、あなたの町民税・県民税及び国民健康保険税の税額を正しく算出する基礎となる

だけでなく、所得証明等の発行や年金受給の判定など広範囲に影響します。そのため、たとえ収入が無い、または収入が少なく家族等に扶養されている場合でも申告は必要となりますので、申告書が届きましたら3月16日までに必ず提出してください。

また、税務署から申告用紙が送られている方は、忘れずに持参ください。

給与所得、年金所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、

昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

### 申告に必要なもの

- 住宅借入金等特別控除
  - ①源泉徴収票 ②家屋の登記簿謄本
  - ③借入金の年末残高証明書
  - ④請負契約書・売買契約書
  - ⑤住民票
- 地代や家賃収入（不動産所得）
- 土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- 生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）
  - ①源泉徴収票 ②医療費の領収書 ③高額療養費や保険などで補てんされた金額のわかる書類
- 医療費控除
  - ①源泉徴収票 ②生命保険料、地震保険料証明書等所得控除に必要な書類 ③健康保険料の支払額の分かるもの



## ○年の途中で退職し、再就職していない人

①源泉徴収票 ②生命保険料、地震保険料証明書等所得控除に必要な書類 ③健康保険料の支払額の分かねむの

- 国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができる。
- <http://www.nta.go.jp>

- 自宅や事務所から、国税の申告等の提出や納税ができる。
- 事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。  
詳しくはe-taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>をまい観ぐだわ。

## 《待ち時間短縮のために ご協力ください》

事業所得や不動産所得のある方で確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付することになります。申告受付時に各種領収書などを提示されまど、書類の作成に多くの時間を要しますので、必ず事前に作成しておいてください。

また、医療費控除を受けられる方は、事前に医療を受けた人・病院・薬局などとの医療費の合計額を計算しておいてください。

# 町県民税の申告

## ◎住宅ローン控除について

町県民税の申告が必要な方は、平成21年1月1日現在、南部町に住所がある全ての方が対象となります。次のような方は申告を省略できます。

- ①20年中の所得が給与所得(1ヶ所のみからの受給)のみで、給与から町県民税が引かれている方
  - ②税務署へ所得税の確定申告を提出する方
- ※①に該当する方には、あらかじめ申告書は送付していませんが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡ください。

## 申告時に持参の書類等

1. 町県民税の申告書と印鑑
2. 平成20年分の源泉徴収票の原本(給与・年金収入のある方)
3. 事業をされている方は収支決算書
4. 平成20年中に支払った社会保険料(国民年金等)の支払証明書または領収書、生命保険・個人年金・地震保険等の控除証明書

\*シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。

## 分庁舎会場



エスカレーター奥 会議室

## 申告をしあと・・・

○賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育園、私学助成、融資関係などの手続きに必要な所得証明書や、課税証明書・非課税証明書等の発行ができません。

- 国民健康保険税、介護保険料の算定資料となりますので、申告をしないと軽減制度の適用を受けることができません。

問合せ先  
役場 税務課 66-3404(直通)  
鰐沢税務署  
☎ 0556-22-3191  
(平成20年度については、平成21年3月16日まで)

- ☆対象年度：平成20年度分から平成28年度分まで
- ☆申込方法：その年の3月15日までに、町へ申告が必要です。